

## プレゼント引換のはずが健康食品購入を勧められた！ 無料の商品配布のチラシにご注意！

パンフレットを配布している販売員にプレゼントの引換券のついたチラシをもらい、会場に話を聞きに行った。

1日に何度もプレゼントをもらいに出向くと、高額な商品を安値で50人だけに配布するとの話があった。

その後、「飲むと血糖値が下がる、医者のが治せないアレルギーやアトピー、パーキンソン病もこれを飲めば治る」という健康食品を水で溶いて飲まされた。

個室に呼ばれ「このままでは病気が治らない」と脅され「高額な商品のため数には限りがある、早い者勝ちで販売する」など勧められたため1年分の商品を購入してしまった。

しかし、本当に効果があるのか不安になり解約したいがどうしたらよいか、という相談が多く寄せられています。

まずは、会場に行ってしまったも、その場の雰囲気飲み込まれないよう注意しましょう。

そして、「限定品」「今日だけ」「特別に」という言葉に惑わされず、本当に必要なものかどうかよく考え、必要なければ「いりません」と断りましょう。

不審に思ったり、契約トラブルにあったら、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン い や や

局番なしの **1 8 8**

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

**茨城県消費生活センター**

(平日・日曜 9時から17時まで)

**銚田市消費生活センター**

(平日 9時から正午、13時から17時)